

月報私学

2 2012
VOL.170

日本私立学校振興・共済事業団広報



新しいタイプの優れた映画人の育成を目指し平成23年4月に開学しました。
写真提供：学校法人 神奈川映像学園 日本映画大学（神奈川県川崎市）

CONTENTS

- 第2回 私学リーダーズセミナーの報告..... 2
- 連載⑩ 魅力あふれる学校づくりを目指して
「就業力育成で魅力づくり」..... 4
- 平成22年度決算集計からみた大学・短期大学の財務状況..... 6
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付..... 9
- 退職時の手続き② 資格・短期・年金・貸付.....10
- 社会保障・税一体改革素案.....12
- INFORMATION.....14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内.....16

第二回私学リーダーズセミナーの報告

私学事業団では、昨年度に続き、「第二回私学リーダーズセミナー」を全国五か所のガーデンパレスで六回にわたり開催しました。

少子化や経済情勢等の影響を受け、私立学校の経営をめぐる環境が一層厳しさを増しているなか、私学のリーダーとして経営改革に取り組むための基礎である財務と大学の魅力向上のための最重要課題である教育研究の質の向上等について、知識を深め、本音で具体的な課題を交えた意見交換の場を設けることにより、問題点を認識し改革のヒントを得ていただくため、昨年十月から十二月にかけて実施しました。

第2回 私学リーダーズセミナー 実施状況

【参加法人数】

会場	日程	応募		参加	
		法人数	人数	法人数	人数
名古屋	10/5~10/6	24	30	20	25
京都	10/20~10/21	47	55	20	23
東京I	11/1~11/2	56	66	22	26
福岡	11/28~11/29	29	36	19	25
仙台	12/7~12/8	18	23	18	23
東京II	12/20~12/21	33	37	17	19
計		207	247	116	141

※各会場の定員は20法人として募集した。

本セミナーは昨年七月に、大学及び短期大学法人等の理事長（理事）、学長（副学長）を対象として募集したところ、二〇七法人という多数の応募をいただきましたが、会場の関係により一六法人一四一名の参加とさせていただきますました。（左表）

本セミナー一日目は、「学校経営講座（私学経営編・学校法人会計基準編・財務分析編）」の各講演に引き続き、「センター職員と個別の法人が各ブースに分かれて財務状況等の分析を行う個別法人分析会を行い、その後、意見交換会を開催しました。

また、希望する法人には、本事業団の「専門人材バンク」に登録している、私学経営に関する専門知識を有する外部有識者との個別相談の場を設けました。

二日目は、理事長の挨拶の後、「私学に求められるもの」と「大学の魅力向上に向けて」の各講演となり、続くシンポジウムでは、講師全員と参加者による活発な意見交換が行われました。

セミナー終了後にアンケートのご協力をいただきました。以下にその一部を研修内容ごとに紹介します。



講演「学校経営講座（学校法人会計基準）」

講演「学校経営講座（私学経営）」

- ・大学存続にとって経営が大きな比重を占めていることを改めて感じた。
- ・私学を取り巻く厳しい環境が良く理解できた。同時にまだ活路があること、努力の余地があることも実感できた。
- ・外的環境要因を理解することの重要性を改めて認識した。管理運営チェックリストは数字が低く反省した。

講演「学校経営講座（学校法人会計基準）」

- ・やや人任せであった会計について、その重要性を認識し、その見方について貴重な指摘を得た。
- ・大学経営者として当然知っておくべきことを、専門外で難しく感じていた。



シンポジウム（福岡会場）

た。基本的仕組みは理解できた。事業団のサポートは心強いと感じた。正しい理解と財務分析の見方により体力を温存する算段を学ぶことができ、理論的に教職員にも現状を理解させることができると思う。

講演「学校経営講座（財務分析）」

- ・比率等の指標や目標値を具体的に、分かりやすく説明して頂き、自法人の財務的課題点を改めて認識できた。
- ・自法人でもグランドデザインの検討を重ねているが、教職員への説明資料として使わせてもらいたいと思う。
- ・キャッシュ・フロー計算書の使い方など、よく理解できていなかったのが助かった。

【プログラム】

○1日目(テーマ:一日で財務の見方を習得し、自法人の状況を把握する)

時間	研修内容等	担当者
10:10~10:20	開会挨拶	理事
10:20~10:50	講演「学校経営講座(私学経営)」	職員
10:50~12:00	講演「学校経営講座(学校法人会計基準)」	職員
12:00~13:30	昼食会(参加者、理事長、理事)	
13:30~14:40	講演「学校経営講座(財務分析)」	職員
14:40~17:00	個別法人分析会(各学校法人約70分) 専門家相談会 ※希望する法人のみ	職員 専門家人材 バンク登録者
17:00~18:30	意見交換会(参加者、講師、理事長、理事)	

○2日目(テーマ:教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成)

時間	研修内容等	担当者
9:00~9:10	挨拶	理事長
9:10~10:20	講演①「私学に求められるもの」	講師(下表)
10:20~11:30	講演②「大学の魅力向上に向けて」	講師(下表)
12:30~13:40	講演③「大学の魅力向上に向けて」	講師(下表)
13:50~15:50	シンポジウム(参加者、講師、理事長、理事)	職員

【講演の内容】

講演①「私学に求められるもの」 講師及び講演内容	会場名
有信 睦弘 ((国)東京大学監事、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員) 「私学の発展の為に」	名古屋
市村 泰男 ((社)日本貿易会常務理事、文部科学省産学連携によるグローバル人材育成推進会議委員) 「グローバル時代における大学教育の在り方について」	仙台
北城 恪太郎 (国際基督教大学理事長、日本アイ・ピー・エム最高顧問、文部科学省中央教育審議会委員、元経済同友会代表幹事) 「これからの大学マネジメント」	京都
清成 忠男 (法政大学学事顧問、法政大学名誉教授) 「私立大学の課題」～大学の地域差を考える～	福岡 東京Ⅱ
鈴木 寛 (前文部科学副大臣) 「私学に求められるもの」	東京Ⅰ

講演②③「大学の魅力向上に向けて」 講師及び講演内容	会場名
池田 輝政 (名城大学人間学部教授、大学院大学・学校づくり研究科教授) 「大学経営の方法論」 ～中長期の経営プランニングをどうつくるか～	京都 東京Ⅱ
井下 千子 (桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科教授) 「『大学での学び』と『キャリア教育』をつなぐ」 ～『考え抜く力』と『コミュニケーション力』の重要性～	福岡 東京Ⅱ
岩倉 信弥 ((学)多摩美術大学理事、多摩美術大学名誉教授) 「教育現場でのデザインマネジメント」 ～改革は教育の現場から～	仙台
大橋 正明 (恵泉女学園大学人間社会学部教授) 「フィールドスタディーとコミュニティーサービスマーケティング」 ～1999年からの体験学習の背景と到達点～	京都
小林 雅之 (東京大学大学総合教育研究センター教授、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員) 「高等教育の費用負担のあり方」	名古屋 仙台
濱名 篤 ((学)濱名学院理事長、関西国際大学学長) 「初年次教育からのハイ・インパクト・プラクティス」	東京Ⅰ 福岡
日向野 幹也 (立教大学経営学部教授・リーダーシップ研究所所長) 「教員・上級生SA・受講生で学び合う」 ～立教大学経営学部ビジネス・リーダーシップ・プログラム(BLP)～	東京Ⅰ
安永 悟 (久留米大学文学部教授) 「協同による大学の教育改革」	名古屋

個別法人分析会

・分析資料は本当にありがたい。細かい点を含めて各部署に報告し、勿論理事会では相当の議論をした。
・今後の大学経営・教育に対する取り組みに大変勇気と気付きを与えて頂いた。そして事業団が有するデータベースの豊富さに驚いた。今後活用させて頂く。
・今後、相談したい事が出たとき、安心して相談できると確信できた。

講演「私学に求められるもの」

・日本や世界、特にアジアの経済や人口、学生の状況等を考慮した上で、今後の学生や学部のある方、また企業の求める人材を考えることの重要

性を強く感じた。今後の戦略策定に大変参考になった。

・私立大学の地域戦略ということに大変興味を持った。地域貢献の新しい事業モデルを実施したい。

・目の前の教学改革というだけでなく、高等教育の方向性と大学のとるべき視点は何かという示唆を頂いた。大学も社会全体の仕組みの中で考えていくことが必要だと思う。

講演「大学の魅力向上に向けて」

・大学の経営戦略プラン・実行の方法として大変参考になった。
・多くの先生に聞いてもらいたいと思った。
・初年次教育の目標設定、具体的取り

シンポジウム

・多方面からの視点で各大学の実情を踏まえて話し合いがなされ、自校での方向・推進に参考となった。
・質問に丁寧な答えが返ってきた。改革改善に努力する勇気が出た。感謝したい。
・活発な発言が大変参考になった。
・意見交換によって個の問題を共有することが出来た。

セミナー全体について

・新任理事長にとっては非常に有益であった。反復で学びを深めることも大切と思うので、今後も続けて頂き

たい。

・今回配付された資料をもとに学校法人の再チェックをしたい。

・二日間の研修でも短い感じを受けたほど、有用であったと思う。

なお、セミナーに参加された法人の中から、経営相談の申し込みや講師の先生・事業団職員への講演依頼等もありました。参加された法人の改革に向けた意欲に対して、事業団としても様々な形での支援を考えております。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室
 ☎ 〇三(三三三三)七八四四・七八四五
 Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

就業力育成で魅力づくり

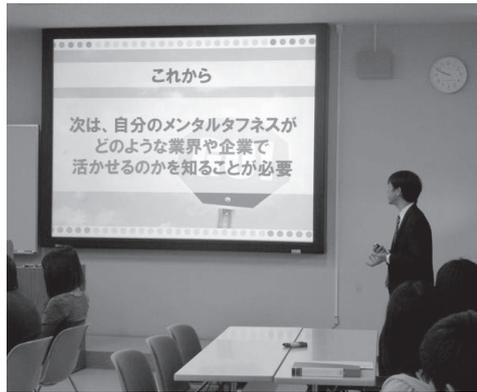
連載 ⑩

学校法人藤ノ花学園 豊橋創造大学
情報ビジネス学部長 佐藤 勝尚

本学は、平成二十一年度、文部科学省に採択された「大学改革推進事業（大学の就業力育成支援事業）」を柱に、魅力ある大学づくりに取り組んでいます。

豊橋創造大学情報ビジネス学部では、併設の短期大学部キャリアプランニング科とともに、これまで一学年一七〇名程度の少人数を活かした密度の高いキャリア教育、スキル育成プログラムにより、職業人として必要な就業力育成を行ってきました。その結果、就職率は九〇%を超え、フリーター、ニートを出さない大学として定着しつつあります。しかし、就業後に目を向けてみると、数年内に安易な離職をしてしまう卒業生も存在します。その原因として、ストレス耐性や我慢の欠如など、メンタルファネスの不足に依拠するケースが見受けられました。これらの現状を踏まえ、学生をメンタル面とスキル面の両方の強さを備えた『職業人』として育成すること、すなわち、学生の本質的な就業力を向上させ、就業後の「安易な離職」や「早期退職」を防ぐことが、取り組むべき課題として組織的に認識されました。

そこで、本学では、就業を通して持続的に社会に貢献できる職業人を育成することを目標に、以下の四点を柱としたプロジェクトを進めております。



メンタルタフネス講座の授業風景

メンタルタフネスの育成

学生は次の項目を主な内容とするメンタルタフネスに関する一連の講座を受講します。

- 「セルフモチベーション」
- 「自己を鼓舞するための手法や考え、スタンスの形成」
- 「ワークモチベーション」

仕事モチベーションの理論と高め方、その方法と実践。

「リーダーシップ」

チームリーダーとして求められるスタンスや心構えの形成。

「目標設定・目標達成」

目標設定の重要性と達成へのスタンス形成。

「主体性育成」

主体的に動くことの必要性和効果。実践方法とその理論。

「選ぶ力・捨てる力」

物事の優先順位付けの重要性の認識。手法、考え方の形成。

ここでは、自分自身を鼓舞する手法やストレスへの対処法、自主性、リーダーとして求められるスタンスなどを学ぶことによって、メンタルタフネスを育成し、精神面からも学生の社会的・職業的自立を促すこととなります。

従来の就業力支援においては、スキル面の資格支援や専門基礎教育が主でしたが、本プロジェクトでは、学生の職業人としてのメンタル面に大学が積極的に関与していくという点で、教育改革の一環として意欲的に行われるものです。初年時には、他者との交流の中で自己の特性やコミュニケーション方法を修得する講座「自己の探求」を開講し、社会人力養成の導入教育も実施しました。

実践的スキルのブラッシュアップ
(プロジェクトマネジメント体験)

実践的スキルのブラッシュアップは「プロジェクトマネジメントの実践」「ウェブ検索サイト、携帯情報端末を利用した最先端ITリテラシー講座」の二つで構成しています。

「プロジェクトマネジメントの実践」は、就業力の「知識・スキル」を育成するとともに地元企業・高校生との共同企画など組織的活動を実体験できる場を提供しています。ここでは、情報ビジネス学部と短期大学部キャリアプランニング科の学生をグループピングし、学生自身の自由な発想とアイデアに基づいたプロジェクトの実施の場を提供するとともに、多くの企業などの外部関係者との共同企画を通して地域密着型プロジェクトの企画・運営・管理をすることにより、学生のプロジェクトマネジメント能力を育成すること



「持続型職業人」SOZOプロジェクト中間発表会

を目的としています。

また、携帯情報端末のアプリケーションの企画・開発を各プロジェクトが自由に行うことにより、実際のプロジェクト運営を通してリスク管理・費用計算・資源の配分・チームにおけるコミュニケーションの在り方等、職業人として必要な実務的スキルを身に付けていきます。これは情報ビジネス学部並びに短期大学のキャリアプランニング科という強みと、携帯情報端末を利用したユビキタス・キャンパスの始動という本学ならではの取り組みと言えるでしょう。



発表後の集合写真

「ウェブ検索サイト、携帯情報端末を利用した最先端ITリテラシー講座」は、学生の「情報活用力」を育成することを目的としています。

主な内容としては、検索エンジンや携帯情報端末の機能を利用したスケジューリング管理、ドキュメント管理、タスク管理、情報共有、メール管理などのICTリテラシーを総合的に学ぶことです。

対象者には携帯情報端末を配付し、

その場でアカウントの設定や操作方法を直に学び実践的スキルを身につけます。特に、近年の就職活動においてはスマートフォンや各種ICTツールの活用が会社説明会の予約成否などに直接結びついており、情報活用能力の向上なくして就職活動の成功は困難です。また、就職活動に限らず、スケジュール、ドキュメント、メール等の管理は現代の職業人として最低限必要となる資質能力です。

このような最新のデバイスを配付・活用した教育例は非常に少なく、大学の教育改革のフラッグシップ的な役割を果たすといえるでしょう。

ユビキタス・キャンパスの始動

ユビキタス・キャンパスの始動は、先に述べた『実践的スキルのブラッシュアップ(プロジェクトマネジメント体験)』の施策を実現するためにICT環境の整備を実現することを目的としています。

具体的には、「持続型職業人SOZ Oプロジェクト」に特化したWEBサイト、データベース、携帯情報端末アプリケーションの作成により、就業力育成に関連したセミナー動画や資料などをデータベースで管理し、学生がパソコンや専用の携帯情報端末アプリケーションを通して瞬時に情報にアクセスすることを実現します。また、W

EBサイト等を通じて学生一人ひとりに合わせたセミナー情報やフィードバック情報を提供します。



専用アプリケーションを用い学習する学生達

従来は卒業生の就職活動体験談や各種セミナーの告知は紙ベースで行われていましたが、携帯情報端末と無線LANを活用したユビキタス・キャンパスを始動することにより、ペーパーレス化、情報の一元管理化を推進し、蓄積されたデータに誰もが瞬時にアクセスできるようになります。また、将来的には授業の科目登録やシラバスの配付、出席状況の確認などにも応用して使用していくことを予定しています。

大学コミュニケーションを活用した社会人基礎教育の展開

これまで多くの卒業生を地元へ送り出してきた強みを生かし、卒業生と現役学生が交流する場を提供することを目標に人的ネットワークを再構築します。様々な事業を通して学生が経験、体

得した知識が社会人として要請される能力であることに気づき、それらの社会での活用方法を理解すると同時に、未成熟な技量や能力に気づく場として、地元で活躍する先輩の姿を知る機会を提供します。それにより、学生は『職業人』として実社会で要求される技量・能力は何かを理解するとともに、就職活動など自らを表現・アピールする場においてどのように対処すべきなのか等の情報収集を可能とし、コミュニケーション能力の向上にも繋がってきます。

今後の展開としては、関係者間でフィードバックと改善案の検討を行い、取り組みに反映させるとともに、適時、公表・普及を図り、他大学などの取り組みも参考にしてPDC Aサイクルを回転させることにより学生の就業力育成に努めていきたいと思えます。

これらを通じて、学生の社会的・職業的自立に繋がる就業力の強化を図ることを、大学改革推進事業終了後も引き続き行っていく所存です。

寄稿者紹介

佐藤 勝尚(さとう かつなお)

豊橋創造大学情報ビジネス学部 学部長兼大学院経営情報学研究科 研究科長。同大学産業・政策研究所 所長。日本ロジスティクスシステム学会運営理事

平成二十二年度決算集計からみた 大学・短期大学の財務状況

私学事業団では、平成二十三年十二月に、平成二十三年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」を刊行しました。

ここでは、その集計結果を基に、消費支計算書から帰属収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について取り上げました。

法人別の帰属収支差額比率 (表1)

(1) 大学法人

帰属収支差額比率とは、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。この比率がプラスで大きくなるほど自己資本は充実されますが、マイナスになると自己資本を取り崩すことになり、さらにマイナスの幅が大きくなれば経営が逼迫し、資金繰りにも困難をきたすこととなります。つまり、この比率は、学校法人の収支状況を端的に表す数値です。

大学法人全体の帰属収支差額比率は、二十一年度の三・七%から四・六%へと上昇しました。二十年度に起きたリーマン・ショックの影響を受け大きく増加した資産処分差額が二十一年度に落ち着きを取り戻したこともあり、引き続き二十二年度も同比率は上昇しています。

また、帰属収支差額比率がマイナスの法人割合は五三二法人のうち二〇三法人で三八・二%と、二十一年度の四〇・一%から改善しました。しかし、そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の法人は五七法人と、二十一年度の五六法人から一法人増え、相変わらず大学法人全体の割合を超えています。

(2) 短期大学法人

短期大学法人全体の帰属収支差額比率は二十一年度の〇・六%から〇・〇%と下降し、大学法人より厳しい収支状況が続いています。

また、帰属収支差額比率がマイナスの法人割合は一一九法人のうち五八法

表1 帰属収支差額比率及びマイナスの割合 (法人別)

年度	大学法人						短期大学法人					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
3	法人 352	% 18.7	法人 17	% 4.8	法人 2	% 0.6	法人 259	% 29.4	法人 10	% 3.9	法人 2	% 0.8
4	357	15.6	17	4.8	2	0.6	262	26.0	12	4.6	0	0.0
5	363	15.4	24	6.6	2	0.6	259	24.1	11	4.2	0	0.0
6	378	15.1	17	4.5	4	1.1	247	22.1	8	3.2	1	0.4
7	385	15.7	20	5.2	4	1.0	242	18.5	16	6.6	2	0.8
8	393	14.8	24	6.1	3	0.8	236	14.6	33	14.0	5	2.1
9	399	13.6	28	7.0	4	1.0	234	19.3	38	16.2	6	2.6
10	409	12.7	31	7.6	6	1.5	227	7.5	65	28.6	16	7.0
11	418	12.0	37	8.9	7	1.7	219	7.4	72	32.9	21	9.6
12	435	11.7	69	15.9	8	1.8	204	4.5	81	39.7	22	10.8
13	456	9.9	109	23.9	25	5.5	189	3.2	85	45.0	25	13.2
14	469	8.1	124	26.4	37	7.9	178	4.0	79	44.4	25	14.0
15	482	8.3	121	25.1	32	6.6	164	2.8	57	34.8	18	11.0
16	495	7.3	123	24.8	30	6.1	155	7.0	56	36.1	16	10.3
17	504	7.8	138	27.4	25	5.0	147	4.8	51	34.7	16	10.9
18	516	6.6	167	32.4	30	5.8	142	3.1	65	45.8	18	12.7
19	527	5.8	182	34.5	39	7.4	136	1.4	64	47.1	9	6.6
20	531	0.8	235	44.3	69	13.0	127	△ 3.1	71	55.9	23	18.1
21	536	3.7	215	40.1	56	10.4	127	0.6	69	54.3	15	11.8
22	532	4.6	203	38.2	57	10.7	119	0.0	58	48.7	14	11.8

(注) 平成3年度は0%未満に0%を、△20%未満に△20%を含む。

人で四八・七%と、二十一年度の五四・三%から改善はしましたが半数に近く、厳しい状況は変わりません。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の法人は、二十一年度の一五法人から一四法人と横ばいとなっています。

部門別の帰属収支差額比率

(表2)

(1) 大学部門

大学全体の帰属収支差額比率は三年度の二一・八%をピークに下降を続け、二十年度で五・一%と最低となりました。二十一年度では六・四%と上昇したものの、二十二年度においても六・四%で横ばいとなっています。

一方、帰属収支差額比率がマイナスの大学は、二十一年度の二三〇校から二十二年度は二二七校と僅かに減少していますが、その割合は三九・二%と横ばいで大学部門全体の四割近くを占める状況が続いています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の大学は、二十二年度では九八校、一六・九%と、校数、割合とも増加傾向にあります。

(2) 短期大学部門

短期大学全体の帰属収支差額比率は二十一年度のマイナス五・九%から二

十二年度はマイナス四・〇%と上昇し、マイナスではあるものの、収支状況は改善しています。

また、帰属収支差額比率がマイナスの短期大学は、二十一年度の二三三校が二十二年度には二〇七校と減少し、その割合は六〇・一%から五七・八%と改善しています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の短期大学は二十一年度の一一六校から二十二年度は一〇二校へと大幅に減少し、その割合も三一・三%から二八・五%と減少しています。

しかし、短期大学の収支状況は、依然として厳しい状況であり、今後の動向に十分注視する必要があります。

運用資産と要積立額 (表3)

表3は、貸借対照表より、学校法人が積み立てを必要とする退職給与引当金や減価償却累計額等の要積立額と、それに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券など運用資産の保有状況をみたものです。

通常の財政状態であれば要積立額を超える運用資産を保有し、建物の建替え等に備えていると考えられますが、帰属収支差額のマイナスが続く場合などは、各年度の減価償却費相当額を蓄積できないこととなります。

大学法人では、法人数の増加もあり、

表2 帰属収支差額比率及びマイナスの割合 (部門別)

年度	大学部門						短期大学部門					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
3	372	21.8	48	12.9	15	4.0	489	30.6	51	10.4	19	3.9
4	378	19.5	52	13.8	21	5.6	495	28.4	52	10.5	18	3.6
5	384	19.6	54	14.1	21	5.5	497	26.9	59	11.9	20	4.0
6	400	19.4	62	15.5	27	6.8	497	25.3	64	12.9	21	4.2
7	409	20.7	55	13.4	22	5.4	497	22.7	79	15.9	31	6.2
8	419	20.0	63	15.0	22	5.3	498	19.2	111	22.3	34	6.8
9	425	19.4	48	11.3	22	5.2	499	16.0	136	27.3	51	10.2
10	438	18.9	63	14.4	26	5.9	495	11.7	170	34.3	74	14.9
11	450	17.5	63	14.0	27	6.0	492	9.2	195	39.6	94	19.1
12	470	18.2	89	18.9	33	7.0	487	3.1	245	50.3	122	25.1
13	492	16.3	113	23.0	49	10.0	468	0.4	249	53.2	137	29.3
14	507	13.7	133	26.2	56	11.0	460	0.9	244	53.0	128	27.8
15	521	13.3	151	29.0	61	11.7	447	2.3	205	45.9	112	25.1
16	537	11.4	152	28.3	63	11.7	435	6.8	193	44.4	106	24.4
17	547	10.9	165	30.2	62	11.3	418	2.5	190	45.5	100	23.9
18	561	9.8	179	31.9	80	14.3	404	0.0	212	52.5	104	25.7
19	572	8.0	194	33.9	83	14.5	380	△ 2.4	203	53.4	103	27.1
20	577	5.1	229	39.7	93	16.1	376	△ 5.4	227	60.4	118	31.4
21	586	6.4	230	39.2	97	16.6	371	△ 5.9	223	60.1	116	31.3
22	579	6.4	227	39.2	98	16.9	358	△ 4.0	207	57.8	102	28.5

(注) 平成3年度は0%未満に0%を、△20%未満に△20%を含む。

運用資産は増加を続けていますが、要積立額の増加に追いついていけず、十四年度に運用資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

短期大学法人では、法人数の減少に伴い、運用資産、要積立額ともに二十年度まで減少が続きましたが、二十一年度はともに前年度に比べ僅かに増加しました。しかし、二十二年度には再び、運用資産、要積立額ともそれぞれ減少しています。五年度時点の運用資産は要積立額を大きく上回っていましたが、学生数の減少から経営環境が厳しくなり、十八年度には運用資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

まとめ

帰属収支差額は法人の収支状況を端的に表します。帰属収支差額がマイナスになり、そのマイナス分を過去の自己資本の蓄積を取り崩して補う状況が続けば、施設・設備等の整備ができなくなり老朽化が進むほか、教育活動にも支障が生じることにもなりかねません。表3から減価償却の状況を見ると、施設・設備等の老朽化が進んでいることが窺えます。

また、過去に蓄積した運用資産は、この厳しい競争環境を乗り切るための大事な資源です。学校法人は経費削減

に努め、教育内容の充実・特色化を図ることで学校経営を行っていかねばなりません。

今後とも理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、財政運営と教学が一体となって改革に取り組むことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の決算集計を学校法人の経営改善・発展に向けた取り組みへの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

※今年度は東日本大震災の影響により、高等学校法人・小学校法人については学校法人基礎調査の提出期限を延期しました。そのため、同調査の集計を元とした「今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）」の発刊を平成二十四年三月まで延期しておりますので、ご了承ください。

問い合わせ先（私学事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 〇三(三三三三〇)七八四二・七八四三

Eメール center@shigaku.go.jp

表3 運用資産と要積立額

(単位：法人、億円)

年度		5	10	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
大学法人	法人数	363	409	456	469	482	495	504	516	527	531	536	532
	運用資産 (A)	51,010	67,496	76,863	78,696	79,894	82,248	84,191	86,277	87,754	86,620	87,400	87,724
	要積立額 (B)	43,569	62,274	74,490	78,937	83,427	88,287	92,865	97,053	101,409	105,128	108,556	111,795
	退職給与引当金	7,929	9,791	10,712	10,965	11,180	11,241	11,201	11,146	11,167	11,203	11,113	11,161
	第2号基本金	6,514	7,454	7,690	8,052	8,364	8,974	9,635	9,600	9,878	9,458	8,832	9,144
	第3号基本金	4,375	6,328	7,288	7,515	7,835	8,168	8,636	9,466	10,106	10,592	11,132	11,890
	減価償却累計額	24,751	38,701	48,800	52,405	56,048	59,904	63,393	66,841	70,258	73,875	77,479	79,599
	不足額 ((B)-(A))	△ 7,441	△ 5,222	△ 2,373	241	3,533	6,039	8,674	10,776	13,655	18,508	21,156	24,070
短期大学法人	法人数	259	227	189	178	164	155	147	142	136	127	127	119
	運用資産 (A)	9,105	8,276	5,938	5,468	4,635	4,516	4,361	3,989	3,622	3,312	3,395	3,154
	要積立額 (B)	4,963	5,590	5,015	4,809	4,393	4,221	4,161	4,168	4,111	3,838	4,081	3,974
	退職給与引当金	646	603	492	450	392	370	325	310	284	259	247	233
	第2号基本金	1,106	1,049	649	500	372	348	329	369	324	289	298	288
	第3号基本金	190	122	121	114	107	121	133	145	136	134	139	142
	減価償却累計額	3,021	3,816	3,753	3,745	3,522	3,382	3,374	3,344	3,367	3,156	3,397	3,311
	不足額 ((B)-(A))	△ 4,142	△ 2,686	△ 923	△ 659	△ 242	△ 295	△ 200	179	489	526	686	820

(注) 運用資産とは、固定資産は有価証券＋各種引当特定資産、流動資産は有価証券＋現金預金である。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

三月一日(木)から受け付けを始めます

業務部 資格課

毎年三月末から四月上旬は資格取得や資格喪失などの届け出が集中します。そこで加入者証等をできるだけ早くお届けするために、「資格取得報告書」等の事前受付を三月一日(木)から実施します。三月三十一日退職及び四月一日の採用等教職員の変更を予定している学校法人等は、ぜひ事前受付を利用してください。

提出上の注意

①事前受付の対象となる報告書等は次のとおりです。なお、通常分の報告書等とは区別して提出してください。

対象となる報告書等	事由発生日
①資格取得報告書* ・新規資格取得 ・再資格取得	4月1日 資格取得等
②所属学校等変更報告書	
③被扶養者認定申請書 (取得と同時申請分に限る)	
④資格喪失報告書	3月31日 退職
⑤任意継続加入者申出用資格喪失報告書	

*継続資格取得は対象外です。

②「資格取得報告書」については、私学共済制度の加入履歴を確認し、「1. 新規資格取得」「3. 再資格取得」のいずれかを丸で囲んでください(継続資格取得は事前受付の対象外です)。

また、「資格取得報告書」には正確に基礎年金番号を記入するとともに、**基礎年金番号を確認できる書類(基礎年金番号通知書等)**の写しを添付してください。

④書類不備による返送等があるとその分加入者証及び確認通知書等の発送が遅くなります。

⑤任意継続加入者が引き続いて四月一日から再資格取得する場合は、事前受付の対象とはなりません。

報告内容の訂正

①事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により訂正手続きをしてください。

例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。

なお、訂正処理後の加入者証等の発送は四月中旬以降となります。

②「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の取り下げが必要となりますので、必ず申し出てください。

なお、次の事由による任意継続の取り下げはできませんので注意してください。

- ・配偶者等の被扶養者となる
- ・国民健康保険の被保険者となる

加入者証等の取り扱い

①三月三十一日退職者は、退職日まで加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後に必ず回収してください。

②「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかることがあります。このため、資格取得の処理が先行し、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合があります。被扶養者認定処理後に加入者被扶養者証を送付します。

③報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を

送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

【事前受付にかかる発送日等】

受付期間	3月1日以降
決定日	受け付けから8日~10日後の火曜日・金曜日
発送日	決定日から3日後(土・日・祝日を除きます)

毎週2回の決定後に順次加入者証等の発送を行います。

※受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間(標準処理期間)が必要となります。

※標準処理期間内は、処理状況に関する電話照会を控えていただくようお願いします。

※3月中に加入者証等が学校法人等へ届いた場合でも、**4月1日以降**に該当者に渡してください。

◆三号届出用紙の変更

平成二十四年四月に文京年金事務所へ届書を送る分、国民年金第三号被保険者にかかる次の届書が新用紙になります。これまでの用紙は使用できなくなり、事前受付分から新しい用紙をご使用ください。

- ▼国民年金第三号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(三号該当)届
- ▼国民年金第三号被保険者資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届
- ▼国民年金被保険者住所変更届

退職時の手続き②

資格・短期・年金・貸付

一 資格関係

資格課

資格喪失報告書

「資格喪失報告書」は退職日から十日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証等は使用できません。同報告書に加入者証・加入者被扶養者証及び高齢受給者証を添付して返納してください。

なお、長期給付（年金）の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなり、また、月途中での退職はその月の前月までが加入者期間になります。

長期給付加入者記録票の送付

加入者が資格喪失すると確認通知書と「長期給付加入者記録票」を学校法人等あてに送付しますので、退職した加入者に必ず渡してください。

「長期給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

任意継続加入者になる場合

退職日まで引き続き一年と一日以上加入者であった人（注一）が資格を喪失したときに任意継続加入者になると、喪失日から最長二年間（注二）は短期給付（休業給付を除きます）及び福祉事業（貸付け及び貯金等を除きます）を受けることができます。なお、長期給付（年金）は継続できません。

任意継続加入者を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から二十日以内に提出してください。後日、本人の住所あてに「任意継続加入者証」「任意継続掛金納付通知書（口座引落しはできません）等を送付します。納付期限までに掛金の支払いがない場合、任意継続加入者の資格は喪失しますのでご注意ください。

（注一）任意継続加入者の申し出の条件である「引き続き一年と一日以上」の期間には、過去の任意継続加入者の期間は含まれません。

（注二）喪失日から二年の間に七十五歳を迎える人については、任意継続加入者の期間は七十五歳の誕生日の前日までになります。

二 短期関係 短期給付課

退職後、本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除く）に加入したときを除き私学共済制度の資格喪失後の給付が受けられます。

なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

出産費

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が資格喪失後六か月以内に出産したときは、出産費が受けられます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入するときには、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、家族の被扶養者になったときは、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択することになります（両方は受けられません）。

なお、共済組合や健康保険制度に本人として加入したときは、資格喪失後の出産費は受けられません。

「直接支払制度」を利用するときは、「私学事業団から資格喪失後の出産費を受ける資格がある旨」の証明書を医療機関等に提出することになります。証明書は本人が文書で共済事業本部に請求してください。

また、「受取代理制度」を利用するときは、出産の二か月前以降に「出産費申請書（受取代理用）」で共済事業本部に申請してください。

出産祝品

【保健課】

私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます。被扶養者として家族出産費を受けた場合も同様です。

出産手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職時に出産手当金を受給していたときは、出産日後五十六日までの期間について受けられます。

また、退職日までは給付額以上の給与が支払われていたため出産手当金を受けていなかった人も、出産日後五十六日までの期間について受けられます。

ただし、在職中は休業せず退職まで勤務していた場合は受けられません。

傷病手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職後も労働能力がななく療養している状態が継続している場合は、支給期間一年六か月を限度として傷病手当金が受けられます。

①退職時に傷病手当金を受けていたときは、継続して受けられます。

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしているながら、給付額以上の給与が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった人も対象となります。

なお、雇用保険の基本手当を受けるため求職の申し込みをしたときは、傷病手当金の対象となりません。

また、障害給付（年金又は一時金）及び退職・老齢を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金を受けられません。

ただし、支給される年金の月額が傷病手当金の月額を下回るときは、その差額が傷病手当金として受けられます。

埋葬料

加入者が退職後三か月以内に死亡したときは、埋葬料が受けられます。

三 年金関係 年金第一課

退職共済年金の決定を受けていない人が退職した場合

①加入者期間が一年以上の人

昭和二十八年四月一日以前に生まれた人は、六十歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

昭和二十八年四月二日以後に生まれ

た人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます（平成二十三年版「事務の手引」四五〇頁参照）。

②加入者期間が一年未満の人
六十五歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

③請求手続き

受給権が生じる二〜三か月前に、請求手続きに関する案内を本人あてに送付します。請求手続きについては、共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課に照会してください。

※退職共済年金の受給要件として、公的年金制度の加入者期間等が合計で二十五年以上必要です。

退職共済年金の決定を受けている人が退職した場合

資格喪失を確認後、「退職共済年金改定請求書（退職用）」を年金者あてに送付しますので、学校法人等を経由せず、共済事業本部に提出してください（退職後一か月以内に再び私学共済の加入者となった場合は、提出不要です）。ただし、六十五歳以上の「支給繰下げ」を希望した人が退職した場合、この請求書は送付されません。支給繰下げを希望した人が年金を受給したいときは、繰下げ希望時に送付した「退職共済年金支給繰下げ申出書（繰下げ請求書）」を提出してください。提出した翌月分

の年金から支給が開始されます。

【六十五歳未満でハローワークに求職を申し込んだ場合】

六十五歳未満の人がハローワークで求職の申し込みをしたときは、届け出が必要ですので、共済事業本部に照会してください。

【他の被用者年金制度等に加入の場合】

退職共済年金・障害共済年金の受給権者が、他の被用者年金制度等に加入したときは、届け出が必要ですので、共済事業本部に照会してください。

【七十歳の「みなし退職」後、実際に退職した場合】

退職改定の手続きは必要ありません。

国民年金への届け出

退職した加入者本人または被扶養者であった配偶者が、六十歳未満で、無職又は自営業となるときは、市区町村の国民年金担当窓口にて「種別変更届」を提出してください。

四 貸付関係

貸付課

貸付けは、学校法人等を退職することにより加入者資格を喪失したときは、即時に全額償還しなければなりません。

ので、学校法人等を通じて払い込んでください。なお、あらかじめ在職中に全額を任意償還することもできます。

【資格喪失の確認後に即時償還をする場合】

学校法人等が提出した「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると自動的に即時償還の通知を行います。

①最終定期償還

原則として資格喪失処理前に定期償還の決定処理が行われますので、退職後の定期償還が発生します。

②償還期限（払込期限）

償還通知書の交付日から六十日後が償還期限となります。

③即時償還の額

最終定期償還後の元金残と払込日までの経過利息の合計額です。

原則、三枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に応じた払込取扱票を使用してください。

▼資格喪失の事前受付と即時償還

年度末に実施している事前受付で資格喪失を続行した場合、四月の定期償還を決定する前に資格喪失が確認できると、三月が最終定期償還になります。

【在職中に任意償還をする場合】

毎月十五日（必着）までに「貸付金

任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、任意償還の通知を行います。

① 最終定期償還

任意償還申出書の提出期限日の翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

② 償還期限（払込期限）

最終定期償還の償還期限と同日です（例えば、貸付日二日の借受人が、三月十五日までに任意償還の申出をした場合、四月一日が償還期限となります）。

③ 任意償還の額

最終定期償還後の元金残額になりますが、半年払償還を併用している場合に限り、直近の半年払の償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、償還期限（払込期限）を超えて払い込んだ場合、後日、学校法人等を通じて不足利息を請求します。

「退職者向けリーフレット」を作成しました

【広報班】

加入者が、退職する際に必要となる私学共済制度に関する手続き等をご案内するリーフレットを作成しました。本誌に同封しておりますので、加入者への説明等にぜひご利用ください。リーフレットは、私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）に掲載しております。

社会保障・税一体改革素案

企画室

社会保障・税一体改革素案が平成二十四年一月六日社会保障改革本部（本部長・野田首相）において決定されました。この素案は、昨年七月一日に閣議報告された社会保障・税一体改革成案で示された基本的考え方・内容に沿って、その内容及び工程を具体化しています。今後、この素案をもとに与野党協議を行い、改革に取り組んでいくとされています。本号では素案の概要についてお知らせします。なお、成案及び素案全文については、私学共済事業ホームページで閲覧できます。

一 社会保障改革及び税制抜本改革の基本的考え方

・ 社会保障改革の必要性

素案は、「はじめに」、「第一部 社会保障改革」、「第二部 税制抜本改革」の3部から構成され、「はじめに」では、社会保障改革の必要性として、「少子高齢化による人口構成の大きな変化、非正規労働者の増大など雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなど社会保障制度を支える社会経済情勢に大きな変化が生じており、これらへの対応が求められている」ことなどを挙げ、「今後、人口構成の変化が一層進んでいく社会にあっても、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していく必要があることから全世代を通じた国民生活の安心を確保する『全世代対応型』社会保障制度の構築を目指すもの」としていま

す。さらに、「併せて、社会保障給付や負担の公平性、明確性を確保するためのインフラとして、社会保障・税番号制度の早期導入を図ること」としています。

また、財政については、「国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超えており、税収が歳出の半分すら賄えていない現状に照らせば、社会保障関係費の相当部分を将来世代につけ回していることになる」として、「国民すべてが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える費用は、国民全体で分かち合うものとし、世代を通じて幅広い国民が負担する消費税率を引き上げるとともに、世代内でも、より負担能力に応じて社会保障の負担を分かち合う仕組みにしていくこと」、「社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す」としています。

第二部の税制抜本改革では、消費税は、高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしい（高い財源調達力、税収が経済動向・人口構成の変化に左右されにくい、勤労世代など特定の者に負担が集中しないなど）との考えのもと、「社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税について二〇一四年四月に八％、二〇一五年十月に十％へと、段階的に地方分を合わせた税率の引き上げを行う」としています。なお、その引き上げに当たって使途の明確化、低所得者へのきめ細かな対策と給付付き税額控除の導入を検討することとしています。また、所得税について、特に高い所得階層の一定の負担増や相続税の基礎控除の見直しなど税制全体としての再分配機能の回復を図ることとしています。

社会保障・税一体改革素案中に記載されている社会保障改革等の内容（抜粋）

	項目	内容等	検討状況・法案提出
医療・介護	高額療養費の見直し	○制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を行う抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要。このため、平成24年4月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設ける。	改善に必要な財源と方策を検討
	高齢者医療制度	○高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ○高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。	具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
	介護納付金の総報酬割導入	○今後の急速な高齢化に伴って増加する介護費用を公平に負担する観点から、介護納付金の負担を医療保険者の総報酬に応じた按分方法とする。	平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。
年金	新しい年金制度の創設	「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。	国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出する。
	基礎年金国庫負担1/2の恒久化	年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する。	☆消費税引上げ後に消費税財源による国庫負担2分の1を恒久化する。 ☆平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算（36.5%分）と「年金交付国債」により2分の1を確保することとし、必要な法案を平成24年通常国会に提出する。 ☆平成25年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討する。
	物価スライド特例分の解消	かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の負担を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図る。	☆平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月から実施する。 ☆平成24年通常国会に法案を提出する。
	最低保障機能の強化等	【低所得者への加算】 低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金に対する一定の加算を行う。 【障害基礎年金等への加算】 障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても一定の加算を行う。 【受給資格期間の短縮】 無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の25年から10年に短縮する。	☆消費税引上げ年度から実施する。 ☆具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。
	高所得者の年金給付の見直し	○高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する制度を創設する。	
	短時間労働者適用拡大	働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。 被用者保険（医療）への適用拡大と併せて実施する。	☆適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える効果や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。 平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。 ☆第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。
	被用者年金一元化	○被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。 ○公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。	平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。
	その他現行制度の改善	○マクロ経済スライドの検討、○在職老齢年金の見直し、 ○標準報酬上限の見直し ○支給開始年齢引き上げの検討	☆引き続き検討する。 ☆将来的な課題として、中長期的に検討する（平成24年通常国会への法案提出は行わない）。

共済業務



〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321 (代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

任意継続加入者掛金納付通知書の送付

(1)平成24年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します。

(2)24年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

3月上旬に24年度分の「任意継続掛金納付通知書」(以下「納付通知書」といいます)を任意継続加入者の住所あてに送付します。

(3)24年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる任意継続加入者について

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します(「資格証明書」は、被扶養者の有無に関わらず、すべての人に送付します)。
【掛金課】

短期給付金等の受け取り及び掛金等の納付方法(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等**は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、**掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等**は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減につながりますのでご協力をお願いします。
【経理第二課】

加入者向広報「レター」3月号等の送付

加入者向広報「共済だよりレター」3月号等を3月上旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は1月末現在の加入者数となっています。不足の場合は、広報班までご連絡ください。
【広報班】

私学共済事業ホームページに新機能を追加します(3月~) <http://www.shigakukyosai.jp/>

「事務担当者用ログインページ」

事務担当者の皆様のための専用ページを設置します。ログインの際に必要なID・パスワードは、レター3月号に同封してお送りします。掲載内容は順次充実させていく予定ですので、日頃の業務にお役立てください。

「様式用紙等のダウンロード」検索機能

①キーワード、②内容別(分類)、③用紙名(あいうえお順)の3つの方法から用紙を探すことができます。ダウンロードができない用紙は請求方法をご案内しますので、ご利用ください。

【広報班】

アンケートご協力のお礼

昨年11月10日付で実施しました「私学の短時間勤務者の実態等に関するアンケート調査」については、8,408校からご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。
【企画室】

2月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 1月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金 1月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(水)	貸付 3月22日送金申し込み締め切り 掛金 1月分納期限

3月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 2月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

人事異動

(平成24年1月1日付)
次のとおり、発令されましたので、お知らせします。

◆役員

○理事長

再任 河田 悌一

○理事

退任 石川 明

退任 長田 紀久子

(平成23年12月31日付)

新任 大槻 達也

新任 西野 宏明

再任 入江 孝信

再任 久下 真一

再任 北 潟 繁 一

○理事 (非常勤)

再任 飯野 正子

再任 實吉 幹夫

再任 柴 忠 義

○監事

再任 吉田 信正

○監事 (非常勤)

再任 岸田 宏隆

◆運営審議会委員

退任 白井 克彦

(平成23年12月31日付)

新任 清家 篤

再任 江上 節子

再任 大沼 淳

再任 大野 健二

再任 佐藤 弘毅

再任 永井 順國

再任 御手洗 康

再任 宮 直 仁

再任 吉田 晋

◆共済運営委員会委員

退任 塩見 鉄夫

退任 杉山 実三

退任 永井 和之

退任 藤本 明弘

(平成23年12月31日付)

新任 熊谷 守恭

新任 小岩 利夫

新任 滝澤 正

新任 谷岡 一郎

新任 中浦 正音

再任 相川 忠洋

再任 石井 玲

再任 井上 健治

再任 岩井 絹江

再任 神本 忠夫

再任 北村 敬子

再任 黒田 壽二

再任 坂本 純一

再任 佐藤 敏彦

再任 清水 良一

再任 平方 邦行

再任 福田 益和

再任 福元 裕二

再任 御手洗 康

再任 本山 好幸

再任 山田 かつひこ

◆本部職員

総務部長

兼企画室次長事務取扱

兼財務部次長事務取扱

佐藤 直也

(財務部次長兼企画室次長)

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため本事業団ホームページのうち「トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部 (助成業務) ページ」、「私学共済事業本部 (共済業務) ページ」の「年金情報提供サービス」、学校法人向け情報システム (学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等) は、**2月24日 (金) 午後5時45分から2月27日 (月) 午前9時まで休止**します。

なお、メールサーバも停止します。**停止期間中はメールの受信はできませんので、事業団への送信はお控えください。**
※「年金情報提供サービス」以外の「私学共済事業本部 (共済業務) ページ」は通常どおり閲覧できます。

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成24年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。
償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込依頼書)」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用して振り込みを行う場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄にご記入のうえ、手続きを行ってください。
- ③償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください (設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください)。

特に3月は約定償還日にあたります。遺漏のないようお願いします。

※払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日 (本事業団の口座に入金された日) までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

本年度の寄付金配付申請については、**3月14日 (水) 到着分まで**を年度内の配付 (送金) とします。
年度内に寄付金の配付を必要とされる場合は、配付申請書類の提出時期にご留意ください。

なお、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、寄付金受領書発行に時間がかかります。ご了承ください。また、寄付金受領書の日付は事業団への着金日です。寄付者 (法人) の決算時期に留意し、早めにご送金ください。

助成部 寄付金課
☎03(3230)7317・7318
Eメール kifukin@shigaku.go.jp



融資部 融資課
☎03(3230)7869~7871
Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

古き良き建物を訪ねませんか

大河ドラマ「平清盛」が放映されています。清盛ゆかりの神社として、宮島・厳島神社が有名ですが、若き頃は京都を拠点にしていたため、京都にもゆかりの寺社が数多くあります。この春は、歴史を感じる寺社を巡ってみてはいかがでしょうか。



「本格的京会席コース」

1泊2食（1名様）
 12,495円・13,650円・14,805円

「食事のみ（要予約）」

- 本格的京会席コース 5,775円・6,930円・8,085円
 - 昼食では以下のコースもご利用いただけます。
- 松花堂弁当 (3,465円) ・ 湯豆腐会席 (3,675円) ・ ミニ会席 (4,620円)

京 都 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (JR「京都」駅より市バス5号系統「岩倉」行きで「法勝寺町」下車すぐ)

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利率表（平成24年2月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.6	年% 0.9	年% 0.7
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.7	1.0	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.9	—

※融資金利率は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp



日本映画大学

日本映画大学は日本で唯一の映画の単科大学として、幅広い職業人養成を目的とし、映画製作の知識及び技術の実践的な「実務基盤の知」とともに、豊かな教養、映画理論や映画史、映画評論や映画批判などの「学術基盤の知」も身に付けた映画人を育成します。